

近世ヨーロッパ国際商業に おける保護と統制

— イギリスのレヴァント貿易の事例 —

永 沼 博 道

は じ め に

16世紀末のイギリスの国際商業はバルト海、地中海からさらにインドに至る遠隔地への進出によって大きな進展と変革を経験している。これら遠隔の地域への進出の結果はイギリス毛織物工業に新たな未来を開くとともに、従来になかった工業原料の輸入が新しい工業の生成を用意することになった。この貿易の量的、質的拡大は新しい貿易の体系を形成せしめ、金融、統制、保護の面で従来になかった制度の展開をみている。大きな危険が伴い多くの時間の要する遠洋貿易は、個々の商人や小グループにとっては余りに負担の大きいものであり、大きな組織による危険分散と安全の確保が必要であった。ここに経済的ナショナリズムと結びついた政治権力の商業への関与をもたらす余地が生じてきた。外交的、軍事的手段が商人達の利益のために役立てられることとなる。特許状によって地域的独占権を認められた一連の貿易カンパニーの設立、国家権力の代理人としての大、公使の駐在はこの時代に著

しい展開をみせている。1581年のレヴァント・カンパニーの設立⁽¹⁾、1582年のイスタンブール駐在大使の任命はこの一連の波動の中の一つであった。

イスタンブール駐在大使としては1582年11月20日に William Harborneが女王の代理人として認められた時に始まる。この大使の派遣は最初から商人達の主導権のもとにあり、外交上、政治上の必要性からではなく全くのところ商業上の利益の為に商人の要求にそってなされたものであった。それは貿易の遂行の為に国家の保護が要求され始めた時期の典型的な現われの一例である。

トルコの如き遠隔で文明の異なる地域との貿易に伴う困難さは国家の援助を必要としてはいたが、一方で当時の政府は未だそれに十分な力を持ってはいなかった。独占的なカンパニーの存在はそれを補うものであり、カンパニーによって貿易の全般的な統制がなされた。従ってイスタンブール駐在大使も最初から二重の側面をもち、一方で主権者たる国王によって任命される王室の代表であるとともに、カンパニーによって報酬を受ける商業上の代理人でもあった。大使の下には領事や副領事がオスマン帝国内の他の主要な港に駐在していた。領事は現地に居住する商人団の指揮者であって、現地英国人社会の秩序の維持にあたるとともに、トルコの地方当局に対して自国民の利益の保護にあたった。この大使や領事の駐在はスルタンによって与えられたカ

(1) Levant とは語源的には「日の出ずる所」の意であり東地中海沿岸地方を意味する。ところでレヴァント・カンパニーの独占の下におかれた地域はオスマン帝国とヴェネツィアおよびヴェネツィア植民地であった。しかしながらヴェネツィア及びオスマン領のギリシャは乾ぶどうの輸入の衰退とともにイギリスの貿易にとってほとんど意味をもたなくなり事実上レヴァントとオスマン、トルコは同義に用いられた。オスマン帝国は小アジアからイラク・ペルシャ・アラビア地域までを含んでいたが、これらの地方の産物はいずれもレヴァントの港で取引された。従ってイギリスのトルコ貿易は即ちレヴァント貿易であった。レヴァント・カンパニーは1581年に最初の特許状を得たときにはオスマン帝国だけに限られていたが1591年ヴェニス・カンパニーと合併して、以後17世紀末まで両地域を活動領域としていた。レヴァント・カンパニーの歴史については M. Epstein, *Early History of the Levant Company*, London, 1905, A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, London, 1935 (1964).

ピチュレーションにおいて駐在が認められたものである。⁽²⁾

オスマン政府は外国商人がその領土内で貿易することを阻げず、カピチュレーションによって保護を与えた。しかしオスマン・トルコの文化、制度、政治はヨーロッパ人にとって異質なものであった。カピチュレーションに盛られた内容の遵守を確保するために特別な保護の制度が必要であった。レヴァント・カンパニーは事実上王室の權威の代行者として自国商人の権利の確保にあったのである。イギリスの大使と領事の特殊な地位はこれによって証明される。

以下においてはトルコの諸交易地におけるイギリス商人の保護と統制においてレヴァント・カンパニーのはたした役割、就中現地商人社会でカンパニーの代理人としての役割をはたした領事の活動について分析してみよう。合わせて他の西ヨーロッパ諸国の採用した制度との比較を試み、イギリスの採用した制度の特殊性とその意義について考えてみたい。

I

オスマン帝国との貿易に携るイギリス商人は全てレヴァント・カンパニーの統制下にあり、カンパニーのメンバーでない独立の商人がこれに参加することは厳しく禁じられていた。レヴァント・カンパニーは初期の一時期を除いて規制組合 (regulated company) であって、合本会社 (joint-stock company) ではなく、そのメンバーは取引は独立して行っていた。⁽³⁾

(2) カピチュレーションについては拙稿「オスマン・トルコにおけるヨーロッパ商人活動への前提」商学論集、第19巻3・4合併号、昭和49年。

(3) 1581年にカンパニーが始めて設立された時には joint-stock company であったとみられる。joint-stock company から regulated company に移行した時期について Wood は明確な解答を示していないが、T. S. Willan は1588年4月の第1回特許状の満期とともに合本制は終わったとしている。すなわち1588年3月と4月にレヴァントから輸入された商品はロンドンの輸出入台帳に 'Sir Edword Osborne, Richard Staper and Company' の名前で記入せられているのに対し、1589年には個々の商人名で輸入されている。T. S. Willan, Some Aspects of English Trade with the Levant in Sixteenth Century, English Historical Review, Vol. 70. No. 276, 1955, pp. 405 sqq. A. C. Wood, op. cit., p. 23.

がら遠距離で危険の多い航海の安全を図るために、たびたびカンパニーによって船団が生まれ、船腹をメンバーに割りあてる方式 (general shipping) も採用されている。⁽⁴⁾

レヴァント・カンパニーの最初の特許状は1581年に出されたが、長くカンパニーの組織を規定するようになったものは1605年の特許状であった。この特許状によれば、この時に119人の商人がメンバーとして認められた。さらに26才以上で次の告知祭までに2.5ポンドの出資をしたロンドン市民はメンバーとなることを認められることになっていた。この時期をすぎても50ポンドの出資によってメンバーとなることができた。カンパニーのメンバーまたは使用人の子弟でレヴァント地方に3年以上居住したものは20シリングの払込みでもメンバーとなり得た。⁽⁵⁾

総裁, 副総裁, 18人の理事は毎年2月のメンバーの総会によって選ばれた。総会は貿易の統制の為に規約, 布令を定め, 領事, 副領事の任命, 罷免をおこなった。貿易の統制に関する重要事項に全てこの総会で処理され, 一人一票の多数決で決定された。他方通常の業務は理事会において監督を受けた。⁽⁶⁾

総裁を中心とするロンドンの組織は領事を中心とするトルコの交易地での居留民の組織に対応している。メンバーであるロンドンの商人は自ら現地で取引を行わず, 現地でこの任にあたったのは代理商 (factor) である。代理商はレヴァント・カンパニーの如き規制組合にあってはカンパニーの使用人ではなく, 個々の商人と契約していた。その場合代理商はロンドンの商人の指示に基づいて取引を代行したとはいえ受動的な代理人ではなかった。本国と現地との連絡が困難であり, 現地の情報が本国に伝わりにくい当時の状況にあって代理商が現地で蓄積した知識は実際の取引の決定に大きく影

(4) general shipping の場合その船舶, 出港日時の決定はカンパニーの総会によって決定された。その場合メンバーは他の船舶で送荷すること禁止された。この制度は1625年に始まり, 再々繰返された。A. C. Wood, op. cit., p.136.

(5) M. Epstein, op. cit., pp.153-210.

(6) A. C. Wood, op. cit., pp.40-41, pp.206-208.

響を与えた。貿易の規模の拡大とともに代理商の役割は大きくなっていく。本国の商人現地の市場に精進していた代理商にはその貿易の成否の多くを負わざるを得なかった。⁽⁷⁾

代理商はロンドンの本人に毎年一般報告書を送った。船積みした商品についての明細を商品とは別のルートをつかって本人に連絡しなければならなかった。⁽⁸⁾二通の船荷証券がアレppoの外港である Iskenderun (Scanderoon) に駐在するカンパニーの公吏である 'Factor marine'⁽⁹⁾ に提出された。⁽¹⁰⁾

代理商はその仕事の報酬を手数料で受けとっていた。17世紀初頭 John Sanderson は4%の手数料を受けとっていた。⁽¹¹⁾正式には販売商品の全売上高の2%、購入商品の費用の2%と定められていた。⁽¹²⁾代理商はロンドンの本人 (Principle) の取引を代行するとともに自前の取引を行なうこともあった。Sanderson は自前の取引と同じにレヴァントで代理商にして活動して

(7) 代理商が国際貿易ではたす役割の増大はこの時著しいものがあつた。T. S. Willan, *Studies in Elizabethan Foreign Trade*, Manchester, 1959, pp. 1-33. 16世紀末 Aleppo で代理商として働いていた William Clark の場合ロンドンとの通信に2ヶ月以上、イスタンブールを経由する場合には4~5ヶ月かかった。彼は常に相異なるルートを使って2通以上の写しを送付していた。P. R. Harris, "An Aleppo merchant's letter-book," *British Musium Quarterly*, Vol. 22. 1960. p. 65.

(8) *Ibid.*, p. 66. G. Ambrose, "English Traders at Aleppo (1658-1756)", *Economic History Review*, 1932. Vol. 3. p. 262.

(9) 'Factor marine' は全ての貿易について記録し、船舶とキャラバンの荷の積み込み、積みおろしを監督し、カンパニーの倉庫に商品を保管することを任としていた。G. Ambrose, *op. cit.*, p. 250.

(10) P. R. Harris, *op. cit.*, p. 66.

(11) A. C. Wood, *op. cit.*, p. 215.

(12) R. Davis, *Aleppo and Devonshire Square*, London, 1967, p. 81.

(13) いた。18世紀のアレッポの代理商達も手数料収入を投資する必要から自前の取引を行っていた。⁽¹⁴⁾

レヴァントに駐在する代理商の資格はカンパニーのメンバー子弟、郷土の子弟、貴族の子弟に限られ、7年間の徒弟期間を必要としていた。その期間中3年間はロンドンの貿易商のもとで、後4年を現地⁽¹⁵⁾で働いた。

カンパニーにとって現地に駐在するこの代理商を効果的に統制することは困難であった。現地でカンパニーの権威を代行するものは領事であった。領事は代理商の総会を主催した。この総会は多数決で決定されたので領事はその職務の遂行を代理商達の協力に負っていた。領事の役割はロンドンにおける総裁の役割に対応したものである。

II

レヴァント・カンパニーの最も重要な機能はイギリス商人の利益を護るために多額の費用を要する大使と領事を維持することであった。カンパニーは事実上イギリスの外交的、政治的代理人の役割ををはたした。従って名目上は国家の代表であった大使の地位も現実には二面性を兼ねそなえていた。大使はレヴァント・カンパニーから報酬を受けとっており、彼のイスタンブールでの活動は何よりもまずカンパニーの利益を確保することであった。ヴェネチアの大使は第2代のイギリス大使 Barton について次の如く書き送っている。「Barton は彼に報酬を払い、貿易上の利益のために雇っているイギリス商人達に依存している」⁽¹⁶⁾

Harborne の後継者 Edward Barton, Henry Lello, Thomas Glover,

(13) W. Foster (ed.), *The Travels of John Sanderson in the Levant 1584-1602*, London, 1931, p.17.

(14) R. Davis, *Aleppo and Devonshire Square*, p.85.

(15) A.C. Wood, *op. cit.*, p.215.

(16) M. Epstein, *op. cit.*, p.75.

Paul Pinder は大使の職につく以前に既にレヴァント地方での経験を有し、カンパニーの為に働いた前歴をもっていた。Barton は Harborne の秘書であって1588年に前任者の後をついでいる。Lello もまたBartonの秘書であった。Glover は少年時代をイスタンブールで過ごしトルコ語を完全に理解するとともに彼の母の祖国であるポーランド語を流調に話したという。彼は Barton ついで Lello に秘書としてつかえ、1606年に大使の職をひきつぎ、Pinder はトルコに移るまえにヴェネツィアで15年をすごしていた。彼は1606年から1610年ないし1611年までアレッポの領事として駐在している。⁽¹⁷⁾

1605年の特許状はカンパニーの領事任命権を示してはいるが、大使の任命権にはふれていない。しかし初期の大使の選任に関していえば、カンパニーが決定的な発言権を有していたとみられる。さらに報酬については全面的にカンパニーがこれを負担している。Barton と Lello はともに年3,000 zecchino を受けていた。Gloverは年3,000 zecchino に加えて、イスタンブール・エーゲ海地域での領事証明料の2%、航海の費用として200 zecchino さらに最初のオスマン宮廷公式訪問の費用として6,000 zecchino を受けとっている。1610年以後は年3,400 zecchino とオランダ商人からの領事証明料が与えられた。Pinder についてはより簡単な方法がとられた。彼は就任時に全ての費用として7,000 zecchinoを受けとり、年4,000 zecchino の報酬を受けた。大使の威厳を保持するためとはいえ、これはかなりの収入であった。Pinder が大使在任中に蓄積した富は彼をロンドンの富裕な商人として永らえさせ、内乱時には王室に資金上の援助を与える程であった。彼はまた1632年にはセント・ポール寺院の修理に19,000ポンドをさし出している。⁽¹⁸⁾

イギリス商人がレヴァント・カンパニーを通じて大使に対して強い影響力を行使したのに対して、同時代のフランス商人はフランスの代表の任命に対

(17) A. C. Wood, op. cit., 80 sqq.

(18) Ibid., pp. 84-85.

して何らの影響力を行使出来なかった。⁽¹⁹⁾この事情は現地のフランス商人と大使の協力を相対的に低いものとした。一方イギリス大使は商人の代表であって商業上の利害を第一においていた。⁽²⁰⁾

イギリスの大使の地位と役割に変更が生じたのは17世紀の後半のことである。それまでの商業代理人としての役割から政治外交上の代表へと衣がえをしたのであった。18世紀に入りヨーロッパの政治に指導的地位を占めるようになった大英帝国にとってイスタンブールは重要な外交的基地となった。それとともに大使の任命権もカンパニーの手をはなれ職業的外交官が大使の地位に就任するようになった。Paget 侯はイスタンブール大使となる以前ウィーン大使であり、1697年のCarlowritzにおいてオーストリア、ヴェネツィア、ポーランドとオスマン帝国との和平を仲介し、彼の後継者Robert Suttonも1716年にオーストリアとオスマン帝国との間に結ばれた Passarowitz の条約の仲介者となり、イギリスのヨーロッパ大陸における威信の向上に大きな貢献をなしたのであった。⁽²¹⁾しかしながらなお駐在の費用はカンパニーの負担であり、大使と領事の駐在費用負担がこの時代のレヴァント・カンパニーの存在理由であったといえる。⁽²²⁾

(19) P. Masson, *Histoire du commerce français dans le Levant au XVII^e siècle*, Paris, 1911, (N. Y. 1967) pp.51 sqq.

(20) もっともイギリス大使が外交上、軍事上の意味をまったく持たなかったわけではない。初代の駐イスタンブール大使 W. Harborne の任務は、まず第一にイギリス商人が自国国旗のもとに貿易する自由をスルタンから取りつけることにあったが、彼を任命したエリザベス女王はトルコに対イスパニア軍事同盟を期待していた。A. L. Horniker, "William Harborne and the beginning of Anglo-Turkish Diplomatic and Commercial Relations" *The Journal of Modern History*, Vol. 14. No. 3. 1942. pp.289-316.

(21) A. C. Wood, *op. cit.*, p.131.

(22) R. Davis, *Aleppo and Devonshire Square*, p.67.

III

既に触れた如く、イギリスのトルコにおける大使館、領事館の維持はこれをレヴァント・カンパニーに全面的に依存していた。ことに領事はイギリス政府や王室の代表ではなく、レヴァント・カンパニーの代表であって、領事に課せられた義務は何よりもカンパニーのメンバーの利益を保護することにあつた。領事は対外的にはカピチュレーションによって認められたイギリス国民の権利を守ることにあつたが、イギリス人商人社会内部においてはあくまでカンパニーの権威の代表であつた。より詳細に言えば領事は現地商館のリーダーであり、カンパニーの命令と決定を実施し、悪貨の流入を阻止し、代理商による本人への不当な代価の請求を抑えると共に、自国民間の秩序の維持にあつた。また領事は代理商による総会を召集した。新たな課税、領事館の臨時の費用に関する決定はこの総会において決定された。⁽²³⁾

領事の任命権はアレppo、イズミールといった主要交易地についてはレヴァント・カンパニーがこれを確保していた。しかしこの権利がカンパニーに正式に与えられたのは1605年の特許状においてであり、最初の大使Harborne⁽²⁴⁾は領事任命権を行使している。アレppo駐在の最初の大使Richard FosterはHarborneによって任命された。1596年には領事の任命についてカンパニーと現地代理商との間に争いが生じている。当時領事職を代行していたDorringtonは区領事が着任前に死亡したので大使Bartonに領事職を要求した。Bartonはカンパニーの認下なしには出来ないと拒否したが、同時にBartonは代理商達の推挙があればと示唆したもののDorringtonはその推挙を得ることが出来なかった。商人団はDorringtonはその推挙を得ることが出来なかった。商人団はPalph Fiychを選び大使はこれを承認したがロンドンのカンパニーはこれを拒否した。「領事はあくまでロンドンで任命さ

(23) A. C. Wood, op. cit., p.207. M. Epstein, op. cit., pp.44-96.

(24) A. C. Wood, op. cit., p.15.

れなければならない。」とカンパニーは主張している。⁽²⁵⁾

イギリスの領事がカンパニーの権利の中に集中されていたのに対して他のヨーロッパ諸国は領事の駐在についてこれとはまた異なる制度をもっていた。ヴェネツィアは古くからトルコとの貿易の伝統をもっており、アレppo、アレキサンドリアに領事を駐在させていた。ヴェネツィアでは領事に任命される資格は貴族であり、任期は3年であった。領事は形式的には評議会で任命されたが実際には共和国の通商部がこの任にあつてた。ヴェネツィアの領事がイギリスのそれと異なる点は彼等が共和国の高官であり、著名人であったことである。Andrea Navagero（アレppo1574-78）はガレー船の指揮官であった。フランスの領事は15世紀中頃では商人社会の代表であったが、王室の領事職への関与はアレppoについて言えば1544年に始まっている。⁽²⁶⁾

フランスのレヴァント貿易に地中海沿岸の都市の主導のもとにあつたが、王室の商人の保護への関心は都市の特権の減少を意味していた。16世紀を通じてマルセイユ市は領事の任命権について要求しつづけていたが、市の指導者達は商業への関心を失なっていた。⁽²⁷⁾ しかもまもなくこの領事職は国家による統制を失い、全く個人的所有のもとに帰している。アレキサンドリアの領事館は1580年には前領事から相続によって継承されている。1600年前後この領事館はイスタンブール駐在大使 de Breves の所有に帰し、さらに彼の相続人の手中に帰した。アレppoの領事館は16世紀を通じて Peynier 家の所有のもとにあつた。⁽²⁸⁾ フランスの領事館のかような状態はフランス人居留民の商業活動に悪しき影響を与えずにはいかなかった。⁽²⁹⁾

オランダ領事を任命し、業務を委任したのは共和国の連邦議会であった。

(25) N. Steensgaard, "Consuls and Nations in the Levant", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 15 No. 1, 1967, p. 45.

(26) *Ibid.*, p. 25-26.

(27) P. Masson, *op. cit.*, pp. xxviii-xxiv. A. C. Wood, *op. cit.*, p. 44

(28) P. Masson, *op. cit.*, pp. 78-80.

(29) *Ibid.*, pp. 26-31.

しかし連邦議会はレヴァント商人との密接な協議のもとに決定したとみられる。この時期のオランダの領事は都市貴族の出身者で占められていたが、1613年から21年にかけてアレppoに駐在した **Cornerius Pauw** はイスタンブールでの貿易の経験をもっていた。しかしながらオランダのトルコにおける領事館の維持の期間は短く、Pauw の他には **Cornelius Witen** がアレppoに駐在した時期(1626-27)があるだけである。⁽³⁰⁾

次に領事の報酬についてみるならば、イギリスの場合、アレppoやイズミールの如き主要港に駐在する領事は定まった報給を受けていたが、その他の地に駐在する領事や副領事は領事証明料によって維持されていた。1611年にイズミールの領事となった **John Markham** は2%の領事証明料を徴収して諸費用にあてるとともに500 zecchino の報給の他、自前の取引に携わる権利を得ている。1633年イズミールの領事となった **Freeman** は1,200 zecchino の報給、もしくは500 zecchino の報給に自前の取引の権利を得るかの選択をせまられたが、彼は後者を選んだ。レヴァントの港での取引は利益の大きいものであったからである。⁽³¹⁾ 他方パトラスの領事に任命された **Humphrey Bunnington** はカンパニーのメンバーがパトラスで取引した全商品について2%の領事証明料を徴収して自らの収入をすることを得、定給は受けとっていない。カイロ、キプロス、トリポリの場合も同様であった。アレppo、イズミールでは領事証明料は領事館の会計係によって徴収され、領事館の維持の費用にあてられ、剰余分は6ヶ月ごとにイスタンブールの大使館に送金されている。⁽³²⁾

ヴェネツィア領事は定まった報給を受け、領事証明料を自らの出費にあて⁽³³⁾ ることは許されなかった。当該時期のフランス領事が定給を受けとっていた様子はみられない。フランス領事館では領事証明料は領事の収入とみなされ

(30) N. Steensgaard, op. cit., pp.31-32.

(31) M. Epstein, op. cit., p95.

(32) Ibid., p.97.

(33) N. Steensgaard, op. cit., p.26.

た。16世紀においてフランスの領事証明料は2%であり、1%が領事の個人収入、1%が領事館の諸費用にあてられることになっていたが、正確な帳簿はつけられずこの結果領事と商人達との間に利害の衝突をきたした。⁽³⁴⁾かようなフランスの領事職の請負制は領事をして長期的な商業上の利益を確保することに努力するよりも、目先の個人的利益の追求へと向わしめることとなった。

オランダの場合アレッポの領事は領事証明料を徴収して領事館の費用にあてていた。しかし商人達はより整備された制度の確立をもとめて連邦議会に請願書を送った。ただし領事証明料の徴収について領事と現地代理商の間で争いが絶えなかったからである。それによると、(1) 領事はあくまで良心に従う人物であるべきであり、自前の取引を行なわないこと。(2) ヴェネツィアのモデルにもとづいて *cottimo* (通常税=領事証明料) がわが国民においても確立されるべきこと。(3) 領事は定まった報給を受けとるべきこと。(4) (トルコ当局へ)の贈与物は居留民の認下によってのみされるべきであり、それらはヴェネツィア人の場合のように *cottimo* から支払うべきこと。(5) 領事の経済状態のために今は無視されているが(現地商人間の)贈物を含む臨時の支出は *cottimo* から支払うべきこと。(6) 巨額の臨時の支出のため *cottimo* が不足の場合 *tausa* (特別税) が居留民の同意を必要とするが、構成員に対して課せられるべきこと。(7) 領事は当然の尊敬を受けることになる。即ち商人達はヴェネツィアの制度への移行を望んだのであった。しかしながら連邦議会はこれに反する決定を行った。⁽³⁵⁾オランダのトルコ貿易は減少を続け、領事館の維持は困難になっていた。1627年を最後に正領事の駐在はなくなり、やがてアレッポ居留民の保護権はイギリスへついでフランスへ移っていった。⁽³⁶⁾

(34) *Ibid.*, p. 30.

(35) *Ibid.*, p. 32.

(36) *Ibid.*, p. 34. 1668年にはイスタンブールに一つのオランダ商館しか存在しなかった。R. Mantran, *Istanbul dans la seconde moitié du XVII^e siècle*, Paris, 1962. P. 573.

領事存在は自国居留民の保護と統制にある以上、領事の威信の欠如は当該居留国民の影響力に大きく作用した。オスマン・トルコの地方当局による権利の侵害はカピチュレーションの規定にもかかわらず再々発生している。カピチュレーションの規定は領事の影響力の唯一の基礎とはなり得なかった。他方においてそれぞれの商人集団内部における地位、能力が重要であった。それとともに領事と商人との間の協力が重要な問題であった。現地の代理商が領事とともに自ら統制の任を分担したのはイギリスの場合だけであった。

結 び

イギリスのオスマン・トルコへの進出の成功は、イギリス経済の成長とイタリア経済の衰退の結果であるとともに、組織化された貿易統制の勝利でもあった。イギリスは終始レヴァント・カンパニーの統制下にあったのに対し、オランダのトルコ貿易はついに組織化されることなく終わった。フランスの失敗の原因の一つにはフランス産毛織物がイギリス産毛織物との競争に破れたことにあるが、決定的な影響を与えたのは、Wood も指摘している通り、その貿易の組織化の欠如にあった。⁽³⁷⁾ コルベールの指導下にあった一時期を除けばフランスのトルコ貿易はもっぱらマルセイユ市の手にあったが、マルセイユ市参事会は貿易に対して十分な統制を為すことが出来なかった。

フランスの領事職は16世紀末以降個人の所有するところとなり、権威と責任の所在が不明確であった。王室と領事との間に直接的な連絡は存在せず、マルセイユ市当局も十分な影響力を行使し得なかった。大使と領事の間にも何ら法的関係が存在しなかった。

フランスの指揮系統が非常に混乱していたのに対して、イギリスのそれは簡素な体系化に成功している。レヴァント・カンパニーのみが領事職の任命

(37) A. C. Wood., *op. cit.*, P49.

と監督に責任を負っていた。大使は王室の形式的な任命を受けたが、その選任と報酬についてはレヴァント・カンパニーが責任を負っていた。即ちイギリス商人のトルコにおける貿易についてはレヴァント・カンパニーに統制が集中されていたといえる。レヴァント・カンパニーは部外者に対して排他的であったが内部においては比較的民主的に運営され、ロンドンのカンパニー本部、貿易商、代理商、領事との相互の信頼が保たれ、ロンドン、現地間の連絡も比較的良好に保たれていた。

領事と本国政府との関係が最も密接に保たれていたのはヴェネチアの場合である。評議会によって任命され、共和国通商部によって日常業務の監督を受けたヴェネツィアの領事は総督と急書によって連絡を取り合っていた。ヴェネツィアの領事制は法的に最も完備された形式をもっていたとみられる。ここにヴェネツィア商業の長い伝統をみることができよう。

イギリスの場合には中央政府の直接介入がなく商人団の主導権のもとにあったが、そのかわりカンパニーを通じて強力な統制を維持し、その組織を通じて商人保護の任務を代行せしめた。その成功がイギリスをしてトルコさらには地中海全域における優越的地位を占めるに至らしめた一因といえよう。